

福岡市商工金融資金制度の一部改正について

令和6年4月1日に福岡市商工金融資金制度が以下のとおり改正されます。

ご不明な点がございましたら、保証協会までお問い合わせください。

1. 主な改正内容

(1) 経営安定化特別資金（経営改善借換資金）の継続

全国統一保証制度「伴走支援型特別保証制度」に準拠しており、「伴走支援型特別保証制度」が令和6年6月30日保証協会受付分までとなっていることから、福岡市制度も同様の取扱いとなります。

なお、全国統一保証制度「伴走支援型特別保証制度」については、特段の状況変化がない限りは、令和6年7月以降の延長は行わない方針となっています。

(2) 商工業振興資金（経営者保証非提供枠）の創設

全国統一保証制度「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」（国補助制度）の資格要件を満たし、保証料を0.10%（国の保証料補助後）もしくは0.30%（国の保証料補助後）を上乗せすることで経営者保証免除を選択することが可能となります。

資 金 名	商工業振興資金（経営者保証非提供枠）																																																
新設する制度コード	213831 福一般経保無					※使用する保険「10-00」「10-02」																																											
融 資 対 象	全国統一保証制度「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」の申込資格要件に該当するもの																																																
準拠する保証制度	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度																																																
資 金 使 途	運転資金・設備資金																																																
融 資 限 度 額	8,000万円（SN（4号、5号）の場合は別枠8,000万円）																																																
保 証 人	不要																																																
担 保	不要																																																
返 済 期 間	10年以内（据置1年以内）																																																
融 資 利 率	1.70%																																																
信 用 保 証 料	<p>【一般関係無担保】0.36%～1.66%（福岡市の保証料補助後）に保証料0.10%もしくは0.30%上乗せ（国の保証料補助0.15%考慮後）</p> <p>申込人負担保証料率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.10%上乗せ</td> <td>1.76%</td> <td>1.61%</td> <td>1.41%</td> <td>1.28%</td> <td>1.08%</td> <td>0.93%</td> <td>0.81%</td> <td>0.61%</td> <td>0.46%</td> </tr> <tr> <td>0.30%上乗せ</td> <td>1.96%</td> <td>1.81%</td> <td>1.61%</td> <td>1.48%</td> <td>1.28%</td> <td>1.13%</td> <td>1.01%</td> <td>0.81%</td> <td>0.66%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【SN4号】0.71%（福岡市の保証料補助後）に保証料率0.10%もしくは0.30%上乗せ（国の保証料補助0.15%考慮後）</p> <p>【SN5号】0.61%（福岡市の保証料補助後）に保証料率0.10%もしくは0.30%上乗せ（国の保証料補助0.15%考慮後）</p> <p>申込人負担保証料率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>SN4号</th> <th>SN5号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.10%上乗せ</td> <td>0.81%</td> <td>0.71%</td> </tr> <tr> <td>0.30%上乗せ</td> <td>1.01%</td> <td>0.91%</td> </tr> </tbody> </table>										料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0.10%上乗せ	1.76%	1.61%	1.41%	1.28%	1.08%	0.93%	0.81%	0.61%	0.46%	0.30%上乗せ	1.96%	1.81%	1.61%	1.48%	1.28%	1.13%	1.01%	0.81%	0.66%		SN4号	SN5号	0.10%上乗せ	0.81%	0.71%	0.30%上乗せ	1.01%	0.91%
料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																								
0.10%上乗せ	1.76%	1.61%	1.41%	1.28%	1.08%	0.93%	0.81%	0.61%	0.46%																																								
0.30%上乗せ	1.96%	1.81%	1.61%	1.48%	1.28%	1.13%	1.01%	0.81%	0.66%																																								
	SN4号	SN5号																																															
0.10%上乗せ	0.81%	0.71%																																															
0.30%上乗せ	1.01%	0.91%																																															
取 扱 期 間	令和7年3月31日保証協会受付分まで																																																

(3) 経営改善サポート資金の継続

アフターコロナの局面に入り、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響等により業績が悪化する中小企業の事業再生を資金繰りの面から支援する必要があることから、全国統一保証制度「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」に準拠した同資金の取扱期間を延長。

2. 取扱開始日

令和6年4月1日以降、保証協会の保証申込受付分から適用されます。